

## 第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和2年9月30日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

なお、当社は、令和2年10月1日を効力発生日として、吸収分割により、当社のビルマネジメント事業、CRE企画推進事業、ソリューション事業及び不動産鑑定事業に関して有する権利義務を大和証券ファシリティーズ株式会社（東京都中央区京橋一丁目2番1号）に承継させ、また、同日を効力発生日として、合併により、大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）に権利義務の全部を承継させ、解散いたします。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

令和2年8月28日

東京都中央区京橋一丁目2番1号  
大和プロパティ株式会社  
代表取締役社長 川上 進次